

平成31年4月3日

日本医学会分科会 事務局御中

日本医学会

臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集等の一部改正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成31年3月28日付にて、厚生労働省医政局研究開発振興課より、別添の通り、臨床研究法の対象となる臨床研究等の事例集等の一部改正についての周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

また、関連 URL は下記の通りです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

詳細は、厚生労働省医政局研究開発振興課（電話：03-5253-1111 内線 4163）担当の西川氏、安達氏にお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内線 4260）
（担当：高橋）